消費税１０％への引上げと同時に実施される

消費税の軽減税率制度セミナー

「消費税の軽減税率制度」について、その概要、実施に伴い事業者が対応しなければならない事項に関するセミナーを開催します。

日時	平成 30 年 12 月 3 日（月）15:30～17:00（開場 15:00）
会場	日本海信用金庫本店２階会員ホール（浜田市殿町８３番地 1）
対象	法人・個人事業主

セミナープログラム

●消費税軽減税率制度の概要と実務対応について

【講師】広島北税務署 審理専門官　作野 浩三 氏

？？消費税の軽減税率制度って？？

消費税１０％引上げ以降も、飲食料品（酒類・外食を除く。）及び週２回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくものに限る。）については、消費税率を引続き８％に据え置くものです。

この制度の実施に伴い、事業者においては、複数税率対応レジの導入、受発注システムの改修、帳簿・請求書の記載方法の変更等、様々な対応が必要となる場合があります。

主催：日本海信用金庫　　共催：浜田税務署　　後援：浜田法人会

【お問い合わせ】浜田法人会事務局　ＴＥＬ：（０８５５）―２３－８０６０

<table>
<tr><td colspan="4">お申込み　ＦＡＸ：（０８５５）２３―８０６１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">貴社名</td><td rowspan="2"></td><td>ＴＥＬ</td><td></td></tr>
<tr><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>名　前</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

ご記入いただきました個人情報は、このセミナーのみに使用し、それ以外の目的に使用することはありません。